**消費税等率変動に伴う契約金額変更の特約条項**

（消費税等の税率の変動に伴う契約金額変更の特則）

第1条　消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税及び

地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に変動が生じた場合は、特段の

変更手続を行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相

当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用

される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。